

南明治区画整理ニュース

選挙人名簿の縦覧を行います

安城南明治第一土地区画整理審議会委員選挙を5月25日(日)に執行します。これに先立ち、下記のとおり選挙人名簿の縦覧を行います。

これは、審議会委員の選挙人を確定させるための手続きで、「3月11日(火)現在の土地の所有者と権利申告された借地権者が名簿に記載されています」ので、その記載内容を皆さんに確認していただくものです。

なお、この選挙人名簿に記載されている方が審議会委員の選挙権及び被選挙権を有することになります。

記

- 1 縦覧期間 : 平成20年4月4日(金) ~ 4月17日(木)
- 2 縦覧時間 : 午前8時30分 ~ 午後5時15分
(土、日も実施します)
- 3 縦覧場所 : 安城市末広町6番1号 NTT 安城ビル内
南明治都市整備事務所

* なお、選挙人名簿の記載事項に漏れや誤りがある場合、縦覧期間中に市へ申出書を提出することができます。

安城南明治第一土地区画整理審議会委員 選挙日程

平成 20 年 3 月 11 日 : 選挙人名簿作成基準日

平成 20 年 4 月 4 日 : 選挙人名簿の縦覧開始

↑
名簿に関する異議の申出期間 (2 週間)
↓

平成 20 年 4 月 17 日 : 選挙人名簿の縦覧終了

平成 20 年 5 月 2 日 : 審議会委員の立候補の届出期間
～ 12 日

平成 20 年 5 月 25 日 : 審議会委員選挙 投票日
(立候補者が定員を超えないときは、投票を行いません)

*今回お知らせする内容は、 で表している部分です。

審議会委員の立候補について

立候補の方法 (権利者代表 8 名)

土地区画整理審議会委員の候補者となるためには、「立候補届」または「立候補推薦届」の提出が必要です。

- ・ 立候補届……………自ら立候補する場合に提出
- ・ 立候補推薦届…選挙人が他の選挙人を推薦する場合に提出

(推薦される本人の承諾が必要)

ただし、この委員選挙は、それぞれの権利の代表者を選ぶ選挙のため、候補者を推薦する際には、同じ権利を持つ選挙人を推薦していただくこととなります。つまり、土地所有者が借地権者の推薦人になることや、借地権者が土地所有者の推薦人になることはできません。

立候補の要件

土地所有者は土地所有者代表委員候補者として、借地権者は借地権者代表委員候補者として立候補していただくこととなります。

ただし、両方の権利をお持ちの方は、どちらか一方の候補者にしか立候補できません。